

第 25 号

熊本県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

熊本県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に参加する国又は地域の選手団とのスポーツ活動、文化活動等を通じた交流に際し、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生及びそのまん延を防止するため、熊本県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に参加する国又は地域の選手団とのスポーツ活動等を通じた交流に際し、新型コロナウイルス感染症の発生及びその蔓延を防止するため、基金を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。